

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

【1, 745百万円】

対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を再生し被災農家等が営農活動を再開するまでの一連の取組を支援します。

＜背景／課題＞

- ・東日本大震災により甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、避難先等において営農活動を再開できるよう、その基盤となる農地を確保することが必要となっています。
- ・一方、荒廃した耕作放棄地の再生利用を図ることは、避難先等の地域においても喫緊の課題となっています。
- ・このため、このような耕作放棄地を活用して被災農家等の営農活動の再開を支援するきめ細かな措置が求められています。

政策目標

被災農家等（約450戸）が耕作放棄地を活用し営農活動を再開

＜主な内容＞

被災農家等が荒廃した耕作放棄地を再生した農地で営農活動を再開するまでの一連の取組に対し支援を行います。被災農家等が自ら農業経営を営む場合のほか、受け入れ地域の「耕作放棄地対策協議会」が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合も対象となります。

（１）耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木等の除去、深耕、整地等）、土づくり、再生農地への作物の導入、試験販売等の取組を定額（雑草・雑木等の除去5万円/10a等）で支援します。

（２）施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します（補助率1/2以内等）。

（３）附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を定額で支援します。

〔 補助率：定額（雑草、雑木等の除去5万円/10a等）、1/2以内等
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会 〕

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課（03-6744-2442（直））]

被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業

- 東日本大震災により、甚大な被害を受けた被災農家等の生活再建に向けて、その基盤となる農地の確保を行うことが緊要。
- 一方、避難先等の地域においても荒廃した耕作放棄地の再生利用は喫緊の課題。
- このため、耕作放棄地を活用し、被災農家等の営農活動の再開を支援。

事業費・国費

3次補正事業費 1,745百万円
(うち国費1,745百万円)

対象地域

避難元が被災地域

補助対象

耕作放棄地対策協議会

補助率

定額(雑草、雑木等の除去5万円/10a等)
1/2以内等

交付の流れ

国 → 都道府県耕作放棄地対策協議会
→ 地域耕作放棄地対策協議会
→ 取組主体(被災農家等)



再生作業
(雑草、雑木等の除去)



土づくり

被災農家等が自ら農業経営を営む場合

被災農家等



○移転先で耕作放棄地を活用して農業経営を再開したいが、支援がないだろうか。



耕作放棄地対策協議会



○被災農家等の営農再開に向けて行う、耕作放棄地の再生作業や基盤整備等を支援します。

【主な支援内容】

- ・再生作業(雑草、雑木等の除去) 5万円/10a
※抜根等を伴う場合は10万円/10a
- ・整地等 5万円/10a
- ・土づくり 5万円/10a
- ・施設等補完整備(小規模基盤整備) 5万円/10a

※その他の基盤整備、農業用施設、農業用機械の導入等は補助率1/2以内等

実証ほ場で雇用形態により営農活動を行う場合

被災農家等



○新しい土地ですぐに農業経営するのは不安。営農再開に向けて支援を受けながら少しずつ地域に慣れて行けないだろうか。



耕作放棄地対策協議会



○協議会が運営する実証ほ場で雇用形態により営農活動を行うことができます。

【主な支援内容】

- 協議会が、被災農家等を雇用し、
- ・耕作放棄地の再生作業
 - ・再生した農地で営農を実証するための農作業を実施(被災農家等に対し賃金を支給)